

令和6年度優良従業員表彰実施要領

1 目的

会員事業所に永年にわたり勤務する従業員の功績を表彰し、他の範とすることで、従業員の勤労意欲の向上を図り、企業の繁栄と地域経済の発展に期することを目的として実施する。

2 負担金

無料

3 表彰資格

大月市商工会員の事業所に勤務する従業員（除く、専従者）であり、次の（１）から（４）の要件を満たすものとする。

- （１）勤務成績が優秀であること。
- （２）経営者の信頼が厚いと認められる者であること。
- （３）令和6年3月31日現在、同一事業所に下記の表彰基準に定める年数以上、引き続き勤務していること。
- （４）以前に今回の表彰と同一の表彰を受けたことのない者であること。

4 表彰基準

申請書を下記の表彰基準に照らし合わせ、審査の上、表彰する。

表彰区分	勤務年数
全国商工会連合会長表彰	30年以上（平成6年4月1日以前からの勤務者）
山梨県知事表彰	20年以上（平成16年4月1日以前からの勤務者）
山梨県商工会連合会長表彰	15年以上（平成21年4月1日以前からの勤務者）
大月市長表彰	10年以上（平成26年4月1日以前からの勤務者）
大月市商工会長表彰	5年以上（平成31年4月1日以前からの勤務者）

5 表彰方法

式典は開催しないので、被表彰者への表彰状伝達式、記念品の用意等は、各事業所に任せらる。また、表彰状に記載する表彰日は、令和6年11月23日（祝日：勤労感謝の日）付とし、該当事業所に表彰状と表彰筒を令和6年11月23日以前に渡すものとする。

新聞、大月市広報等に表彰者の氏名、勤務する事業所等の掲載を依頼する。

6 推薦方法

申請書類に必要事項（全国商工会連合会長表彰・山梨県知事表彰を推薦の場合は、本人の顔写真添付＜写真裏面に氏名＞）を記載し、大月市商工会まで提出するものとする。

申請書類については、商工会に準備してあるので各自取りに来るまたは、商工会ホームページよりダウンロードして用いるものとする。

※大月市商工会ホームページアドレス：<https://otsuki.or.jp/>

7 提出期限

令和6年9月18日（水）必着

8 問合せ先

大月市商工会（TEL：0554-22-1648）